

○士幌町移動支援事業施行規則

平成18年9月29日

規則第43—2号

(目的)

第1条 移動支援事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例（平成18年条例第46号。以下「条例」という。）に基づき、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、士幌町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

個別移動支援	障害者等の外出における個別への移動支援
グループ移動支援	複数の障害者等からなるグループへの外出における集団への移動支援

2 サービス提供範囲は、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出とし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、町長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害児については、第1号及び第2号に規定する手帳の有無は問わない。

2 通所・通学におけるサービスの利用については、前項の定めによる者、かつ他の支援が得られない状況であって、保護者の疾病・障害等やむを得ない事情、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情又は就労等保護者の都合上の事情を有し、障害者等の通所・通学に付き添うことができない場合に限る。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 通所・通学における事業を利用しようとする者は、前項に規定する申請書と併せて、保護者の事情に応じて次の書類を町長に提出するものとする。ただし、保護者の事情が冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情の場合は、書類の添付を必要としない。

- (1) 保護者の疾病・障害等の場合
 - ・医師の診断書、障害を証明する手帳等
- (2) 保護者の就労等の場合
 - ・就労等に関する証明書

(利用の承認決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を精査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業利用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 承認をした障害者等（以下「利用者」という。）は、移動支援事業利用者登録名簿（別記様式第3号）に登録するものとする。

3 町長は、通所・通学におけるサービスの利用については、1月当たり46回を限度として承認するものとする。

4 町長は、通所・通学におけるサービスの利用について、保護者の疾病等緊急時のサービスの利用の申請があったときは、支給決定をした日から30日の間に限り臨時的に4回分までを承認することとする。なお、この期間中に第1項に基づく支給決定が行われた場合は、支給決定の日から自動的に停止するものとする。

（適用の順位）

第7条 法に規定される居宅介護の通院介助、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の対象者は、本事業に優先することとする。また、介護保険対象者も介護給付によることが原則であるが、障害程度又は利用状況等により本事業を利用することが適当と町長が認めた場合に限り支給できるものとする。

（利用登録の有効期限及び更新申請）

第8条 第6条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行った日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用者及び利用者の保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用変更（停止）申請（届出）書（別記様式第4号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

（利用の取消し）

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合。
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

（利用方法）

第11条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

（利用料）

第12条 利用者は、利用料として次の各号に掲げる理由に応じ、当該各号に定める額を負担する。ただし、利用者及び利用者と同一の世帯に属する利用者の配偶者（利用者が児童である場合は、その保護者）にサービスが行われた年度（サービスが行われた月が4月から6月までの場合は、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税が課税されていない場合は、利用料の負担はしないものとする。

- (1) 次号に掲げる理由以外の場合及び保護者の疾病、障害、冠婚葬祭等のやむを得ない理由に

より、通所・通学を行う場合は、別表に定める額の1割とする。

(2) 保護者の就労等、保護者の都合上障害者等の通所・通学に付き添うことができない場合は、別表に定める額の5割とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が別に定める運賃等及び実費については、利用者が全額負担する。

(業者への支払い)

第13条 町長は、事業者から事業の利用に係る費用の請求があったときは、別表に定める利用料から前条第1号及び第2項の規定により利用者が事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

2 事業者は、前項の請求の際には、移動支援事業給付費請求書（別記様式第5号）及び移動支援サービス提供実績記録票（別記様式第6号）を添付し請求するものとする。

(遵守事項)

第14条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供中（サービス提供前後の準備等含む。）に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(高額地域生活支援事業費)

第15条 高額地域生活支援事業費は、条例に基づくものとする。

(様式の変更)

第16条 事務の簡素化・効率化及び申請者の利便性が向上する場合は、この規則に定める様式を変更して使用することができるものとする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日より施行する。

附 則（平成22年5月7日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の土幌町移動支援事業施行規則の規定により行われたサービスの給付等に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月15日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の土幌町移動支援事業施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

(1) 個別移動支援

区分	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以後30分毎に加算する
身体介護を伴うもの	2,300円	4,000円	5,800円	820円
身体介護を伴わないもの	800円	1,500円	2,250円	750円

(2) グループ移動支援

(ア) 身体介護を伴うもの

区分	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以後30分毎に加算する
人員 1 : 2	1,610円	2,800円	4,060円	570円
人員 1 : 3	1,120円	1,960円	2,840円	390円
人員 1 : 4	780円	1,370円	1,980円	270円
人員 1 : 5 ~	540円	950円	1,380円	180円

(イ) 身体介護を伴わないもの

区分	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以後30分毎に加算する
人員 1 : 2	560円	1,050円	1,570円	520円
人員 1 : 3	390円	730円	1,090円	360円
人員 1 : 4	270円	510円	760円	250円
人員 1 : 5 ~	180円	350円	530円	170円

- ・ 夜間（午後6時～午後10時）及び早朝（午前6時～午前8時）については、上記単価の25/100に相当する額を加算する。
- ・ 深夜（午後10時～午前6時）については、上記単価の50/100に相当する額を加算する。
- ・ 基準該当事業者の提供するサービスについては、上記単価の15/100に相当する額を減算する。
- ・ 通所・通学におけるサービスの利用については、(1)及び(2)の「身体介護を伴わないもの」に規定する単価を使用する。
- ・ サービス提供の人員は、ホームヘルパー2級以上とする。

○士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例

平成18年 9月15日

条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 地域生活支援事業の対象となる者は、障害者等又は障害者等の保護者が町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するもので、法第4条に規定する者及び早期の療育が必要と町長が認めた者とする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるものは、地域生活支援事業を利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内にある者は、地域生活支援事業を利用することができない。

(事業内容)

第3条 地域生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活サポート事業
- (8) その他町長が必要と認める事業

(事業の委託)

第4条 前条に掲げる事業の一部又は全部を、町長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(高額地域生活支援事業費)

第5条 第3条に掲げる事業の利用に関して、当該月の世帯における利用者負担の合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、第3条に掲げる事業の利用に関する当該月の利用者負担の合計額と、法第5条の規定による障害福祉サービスの利用に関する当該月の利用者負担の合計額の総合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合についても、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

(支給の申請)

第6条 前条に掲げる高額地域生活支援事業費の支給を受けようとする障害者等又は障害者等の保護者は、規則に定めるところにより町長に申請するものとする。

(決定及び通知並びに支給)

第7条 町長は、前条に掲げる申請を受理した場合には、実態を調査したうえで、高額地域生活支援事業費の支給を決定するものとする。

2 町長は、支給を決定した場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

3 町長は支給を決定した場合は、前条の規定による申請を受理した日から30日以内に支給するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月7日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給について適用し、同日前の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月12日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

高額地域生活支援事業費算定基準額

町民税課税額等による障害者及び障害児の保護者の所得階層区分		月額負担上限額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯	0円
B	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税非課税世帯	0円
C	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税課税世帯	37,200円